

# 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年11月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1128第3号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

## 記

■ 適用日 令和7年 12月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
抗NF155抗体	1,000点
抗CNTN1抗体	1,000点
RSウイルス核酸検出	291点



## 新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
抗NF155抗体 抗CNTN1抗体	各1,000点	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D014」自己抗体検査 「47」
留意事項			
(32) 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アカアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいすれかの項目に限り再度算定することとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			

※受託未定

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
RSウイルス核酸検出	291点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「6」
留意事項			
(41) RS ウィルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウィルス感染が疑われる患者に対して、RS ウィルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウィルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。 ア 入院中の患者 イ 2歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者			

※受託未定

以上